



島根県報

令和4年4月5日(火)

号外第45号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告

示

島根県告示第261号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀579番地先から同719番1地先まで	前	メートル 10.46～ 15.14	メートル 159.36	道路改良工事 拡幅	
			後	14.83～ 21.37	159.36		
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字宇賀719番1地先から同775番1地先まで	前	A	3.63～ 5.20	57.62	隠岐支庁県土整備局 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅
				B	10.15～ 11.39	65.24	
			後	A	3.63～ 5.20	57.62	
				B	10.37～ 20.46	65.24	

島根県告示第262号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀579番地先から同719番1地先まで	メートル 159.36	令和4年 4月5日	隠岐支庁県土整備局	